

## 令和7年度酒田市国民健康保険事業計画の概要

### 概 要

平成30年度から県と市町村の共同運営による国保の県単位化が実施され、県が財政運営の責任主体となり、市町村は引続き各地域のきめ細かな事業を担うこととされた。県単位化後の国保は、「山形県国民健康運営方針」の共通認識の下、県と市町村による共同運営が図られており、これまで保険税水準の統一や、事務の標準化に向けた取り組みについて議論を行ってきたところである。

その結果、保険税水準の統一については、第2期山形県国民健康保険運営方針（令和6年度～11年度）の対象期間である令和7年度から令和11年度にかけて納付金ベースの統一を図っていくこととなり、段階的に医療費指数反映係数（ $\alpha$ ）を0に近づけていくこととなった。

酒田市国保の運営においては、これまで条例上の規定より積み上がった基金について、積み立ての原資（税）を納付いただいた被保険者に還元するという目的で減税（令和2年度から5年度、6年度は据置）を実施してきたが、基金残高が条例上の規定額に達する見込みとなってきたことから、当初の被保険者への還元という目的は果たしたと考えられる。今後は健全かつ安定的な運営を図っていくため、令和7年度の国保税率を令和3年度の水準とし、国保財政調整基金残高の推移、納付金ベースの統一の影響等を注視しながら、以下の重点事業に取り組んでいく。

### 重点事業

#### 【マイナ保険証への移行に係る取組】

保険証の廃止に伴い交付されることとなる「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」の発行、及びマイナ保険証に係るシステムへのデータ反映等について円滑な業務を図る。

#### 【データヘルス計画に基づく保健事業の推進】

第3期計画（令和11年度まで）に基づき、特定健診受診率向上対策、特定健診受診者フォローアップ、糖尿病・高血圧症予防教室等の健康教育を実施し、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。

#### 【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施】

令和4年度から75歳以上の高齢者に対する保健事業の一体的実施を健康課を中心に取組んでいる。引き続き、健康づくり、介護、国保、高齢者医療などの担当各課と相互に連携し実施する。

#### 【特定健診・特定保健指導】

第4期計画（令和11年度まで）に基づき、特定健診・特定保健指導を実施し、目標受診率等の達成を目指すとともに、引き続き健康課、関係機関等と連携を図り、特定保健指導対象者の減少率などのデータ把握や受診率向上対策に努める。

また、県が実施する特定健診未受診者対策事業「みなし健診事業」のモデル地区として酒田地区医師会十全堂の協力を仰ぎ参画予定。